

【事例1】

フリーマーケットアプリで購入したブランドバッグが偽物だった。出品者に返品を求めたが応じてもらえず、アプリの業者に相談しても「当事者間で話し合いを」と言われた。

【事例2】

スニーカーをフリマアプリで出品・発送したところ、購入者から「商品が届かない」と連絡があった。配送事業者を確認しても「既に配達した」との回答で、購入者にその旨を伝えたが商品の発送を求められ、代金が支払われない。

アプリなどを使いインターネット上で個人同士が商品やサービスを取引できる、いわゆるフリマサービスの相談が全国で増えています。

二つの事例のように「商品が届かない」「粗悪品・偽物が届いた」など購入者だけでなく「送ったはずの商品が届かないと言われ代金が支払われない」といった、出品者からの相談も寄せられています。

フリマサービスは個人同士の取引であり、トラブルが発生した場合、原則として当事者間（個人間）で解決を図ることになります。

利用の際は「商品などについての疑問を事前に出品者に質問して解消する」「商品を発送する際は、追跡可能な方法を取る」などの方法で、トラブルの未然防止を図りましょう。

運営業者の多くがトラブル防止のため、利用規約などで禁止行為や、出品禁止の商品を定めています。利用前によく確認して、慎重に取引することが大切です。

また、未成年者が保護者の同意なく利用する事例もあるため、家族で利用方法を十分に話し合いを。

もしトラブルになった場合は当事者間で十分に話し合い、解決しないようであれば運営業者に事情を伝え、協力が得られないかを確認してみましょう。